

# 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号）新旧対照表（第一条関係）

(新)

目次 略

第一章 総則

第一条から第三条まで 略

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第四条 略

2及び3 略

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第二章 児童発達支援

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第五条 略

(従業者の員数)

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）第二十七条第六項に規定する児童指

(旧)

目次 略

第一章 総則

第一条から第三条まで 略

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第四条 略

2及び3 略

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 児童発達支援

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第五条 略

(従業者の員数)

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）第二十七条第六項に規定する児童指

導員をいう。以下同じ。)又は保育士

指定児童

発達支援の単位(指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数  
の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとにその提  
供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導  
員又は保育士 の合計数が、イ又はロに掲げる障害  
児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ及びロ 略

二 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生  
活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては機能訓練担当職員(日常生  
活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生  
活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸  
引その他省令第五条第二項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同  
じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合  
にあつては看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同  
じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該  
当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問さ  
せ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二  
年法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限  
る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第二条第二項に規定す  
る喀痰吸引等をいう。次条及び第六十七条において同じ。)のみを必要とす  
る障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰  
吸引等業務(同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。

導員をいう。以下同じ。)保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二  
十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第  
九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による  
十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当す  
る学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上  
の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業  
務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)指定児童  
発達支援の単位(指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数  
の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとにその提  
供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導  
員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害  
児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ及びロ 略

二 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生  
活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生  
活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を  
置かなければならない。この場合において、当該機能訓練  
担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専  
ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員  
の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めること  
ができる。

次条及び第六十七条において同じ。)を行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十七条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十七条において同じ。)を行う場合

3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第六十七条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4 前三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 略

二 看護職員

一以上

三から五まで 略

5 第一項第一号の児童指導員又は保育士 のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 略

### 第七条 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては 機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては看護職員を、それ

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 略

二 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)

一以上

三から五まで 略

4 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項の規定により指定児童発達支援事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者 の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 略

### 第七条 略

2 前項各号に掲げるもののほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定児童発達支援事業所には、機能訓練担当職員を

ぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前二項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、第一項に規定するもののほか、従業者にあつては次の各号に掲げる者（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。）とし、その員数にあつてはそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に定める従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 及び二 略

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、第一項に規定するもののほか、従業者にあつては次の各号に掲げる者とし、その員数にあつてはそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に定める従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 及び二 略

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第一項から第五項まで（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら

置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、第一項に規定するもののほか、従業者にあつては次の各号に掲げる者

とし、その員数にあつてはそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に定める従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 及び二 略

4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、第一項に規定するもののほか、従業者にあつては次の各号に掲げる者とし、その員数にあつてはそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該各号に定める従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 及び二 略

5 前各項（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら

当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第八条から第二十七条まで 略

(児童発達支援計画の作成等)

第二十八条 略

2 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援管理責任者に、次に掲げるところにより、児童発達支援計画を作成させなければならない。

一 から三まで 略

四 障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

五 から八まで 略

3 略

第二十九条から第三十七条まで 略

(運営規程)

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第四十四条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 から十三まで 略

(勤務体制の確保等)

第三十九条 略

2 及び 3 略

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害さ

当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第八条から第二十七条まで 略

(児童発達支援計画の作成等)

第二十八条 略

2 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援管理責任者に、次に掲げるところにより、児童発達支援計画を作成させなければならない。

一 から三まで 略

四 障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること。

五 から八まで 略

3 略

第二十九条から第三十七条まで 略

(運営規程)

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第四十四条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 から十三まで 略

(勤務体制の確保等)

第三十九条 略

2 及び 3 略

れることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第四十条 略

(非常災害対策)

#### 第四十一条 略

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

#### 第四十二条 略

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会には、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒

#### 第四十条 略

(非常災害対策)

#### 第四十一条 略

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

#### 第四十二条 略

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十三条 略

(揭示等)

第四十四条 略

2 指定児童発達支援事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定児童発達支援事業者は、第一項の重要事項について、指定児童発達支援事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第四十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第四十六条 略

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する

第四十三条 略

(揭示等)

第四十四条 略

2 指定児童発達支援事業者は、前項の重要事項について、指定児童発達支援事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第四十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

(虐待等の禁止)

第四十六条 略

委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

一 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

二 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十七条から第五十一条まで 略

(地域との連携等)

第五十二条 略

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

第五十三条から第五十五条まで 略

第二節 略

第三節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第五十五条の六 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援

第四十七条から第五十一条まで 略

(地域との連携等)

第五十二条 略

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

第五十三条から第五十五条まで 略

第二節 略

第三節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第五十五条の六 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援

の単位（基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士

の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ及びロ 略

二

第五十五条の七から第五十五条の十二まで 略

### 第三章 医療型児童発達支援

第五十六条から第六十四条の二まで 略

（準用）

第六十五条 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）から第三十五条まで、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十八条まで、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第六十四条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十四条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十六条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。

### 第四章 放課後等デイサービス

の単位（基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ及びロ 略

二

2 前項の規定により基準該当児童発達支援事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第五十五条の七から第五十五条の十二まで 略

### 第三章 医療型児童発達支援

第五十六条から第六十四条の二まで 略

（準用）

第六十五条 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）から第三十五条まで、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十八条まで、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第六十四条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十四条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第五十五条第二項第三号中「第三十六条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。

### 第四章 放課後等デイサービス

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第六十六条 略

第六十六条 略

(従業者の員数)

(従業者の員数)

第六十七条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

第六十七条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ及びロ 略

イ及びロ 略

二 略

二 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては

2 前項各号に掲げるもののほか

一、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定放課後等デイサービス事業所には、機能訓練担当職員を

機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

一 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的

ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4 前三項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 から五まで 略

5 第一項第一号の児童指導員又は保育士 のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 略

第六十八条から第七十二条まで 略

## 第二節 略

### 第三節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第七十二条の二の二 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 から五まで 略

4 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項の規定により指定放課後等デイサービス事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者 の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 略

第六十八条から第七十二条まで 略

## 第二節 略

### 第三節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第七十二条の二の二 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時

に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等サービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の

の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ及びロ 略

二 略

第七十二条の三から第七十二条の四まで 略

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第七十二条の五 略

(従業者の員数)

第七十二条の六 略

2 前項第一号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 略

第七十二条の七から第七十二条の十まで 略

(準用)

に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等サービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ及びロ 略

二 略

2 前項の規定により基準該当放課後等サービス事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十二条の三から第七十二条の四まで 略

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第七十二条の五 略

(従業者の員数)

第七十二条の六 略

2 前項第一号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部)若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 略

第七十二条の七から第七十二条の十まで 略

(準用)

第七十二条の十一 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六  
六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条  
まで、第三十三條、第三十五条から第三十七條まで、第三十九條、第三十九條  
の二、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、  
第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第六十四条の二の規定  
は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合におい  
て、第八条ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第七十二条の六第一項  
第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる  
場合を除き」と、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条  
の十」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項にお  
いて同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項ただし書中「次条第一項」  
とあるのは「第七十二条の九第一項」と、第二十六条第二項中「第二十四条第  
二項」とあるのは「第七十二条の九第二項」と、第二十七条第一項、第二十八  
条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問  
型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

## 第六章 保育所等訪問支援

第七十二条から第七十九条まで 略

（準用）

第八十条 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六  
二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第  
三十三條、第三十五条から第三十七條まで、第三十九條、第三十九條の二、第  
四十二條、第四十四条から第四十六條まで、第四十八條、第五十条、第五十一  
条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十四条の二及び  
第七十二条の七から第七十二条の十までの規定は、指定保育所等訪問支援の事  
業について準用する。この場合において、第八条ただし書中「ただし」とある  
のは「ただし、第七十四条第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発  
達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十三条第一項中「第三十  
八条」とあるのは「第八十条において準用する第七十二条の十」と、第十七条  
中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは  
「いう」と、第二十三条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第八十  
条において準用する第七十二条の九第一項」と、第二十六条第二項中「第二十

第七十二条の十一 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十  
六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条  
まで、第三十三條、第三十五条から第三十七條まで、第三十九條、  
、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、  
第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第六十四条の二の規定  
は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合におい  
て、第八条中「ただし、」とあるのは「ただし、第七十二条の六第一項  
第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる  
場合を除き」と、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条  
の十」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項にお  
いて同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項  
中「次条第一項」  
とあるのは「第七十二条の九第一項」と、第二十六条第二項中「第二十四条第  
二項」とあるのは「第七十二条の九第二項」と、第二十七条第一項、第二十八  
条及び第五十五条第二項第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問  
型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

## 第六章 保育所等訪問支援

第七十二条から第七十九条まで 略

（準用）

第八十条 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六  
二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第  
三十三條、第三十五条から第三十七條まで、第三十九條、  
、第四十二條、第四十四条から第四十六條まで、第四十八條、第五十条、第五十一  
条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十四条の二及び  
第七十二条の七から第七十二条の十までの規定は、指定保育所等訪問支援の事  
業について準用する。この場合において、第八条中「ただし」とある  
のは「ただし、第七十四条第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発  
達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十三条第一項中「第三十  
八条」とあるのは「第八十条において準用する第七十二条の十」と、第十七条  
中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは  
「いう」と、第二十三条第二項  
中「次条第一項」  
とあるのは「第八十  
条において準用する第七十二条の九第一項」と、第二十六条第二項中「第二十

四條第二項」とあるのは「第八十條において準用する第七十二條の九第二項」と、第二十七條第一項及び第二十八條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四條第一項中「従業者の勤務の体制、前條の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

## 第七章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第八十一條 多機能型事業所（この條例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六條第一項から第三項まで、第七條（第三項及び第六項を除く。）、第五十七條、第六十七條第一項から第三項まで、第七十二條の六第一項並びに第七十四條第一項の規定の適用については、第六條第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同條第三項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七條第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同條第七項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十七條第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同條第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十七條第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同條第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同條第三項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十二條の六第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十四

四條第二項」とあるのは「第八十條において準用する第七十二條の九第二項」と、第二十七條第一項及び第二十八條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四條第一項中「従業者の勤務の体制、前條の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五條第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

## 第七章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第八十一條 多機能型事業所（この條例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六條第一項及び第二項、第七條、第五十七條、第六十七條第一項及び第二項、第七十二條の六第一項並びに第七十四條第一項の規定の適用については、第六條第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七條第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同條第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同條第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十七條第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同條第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十七條第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同條第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、第七十二條の六第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十四

条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行い多機能型事業所を除く。）は、第六条第五項及び第六十七条第五項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。

## 第八十二条及び第八十三条 略

### 附 則

- 1 及び 2 略

- 3 省令附則第三条の指定を受けたものとみなされている者に対する第七条第一項第二号イ及び第四項第一号の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同条第四項第一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ二以上」とする。

条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行い多機能型事業所を除く。）は、第六条第四項及び第六十七条第四項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。

## 第八十二条及び第八十三条 略

### 附 則

- 1 及び 2 略

- 3 省令附則第三条の指定を受けたものとみなされている者に対する第七条第一項第二号イ及び第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同条第三項第一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ二以上」とする。

(新)

目次 略

第一章 総則

第一条から第三条まで 略

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第四条 略

2及び3 略

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人の権利の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第二章 指定福祉型障害児入所施設

(従業者の員数)

第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。

一及び二 略

三 児童指導員（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）第二十七条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士

イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数

(1) 主として知的障害のある児童を入所させるもの おおむね障害児の数を四で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上）

(旧)

目次 略

第一章 総則

第一条から第三条まで 略

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第四条 略

2及び3 略

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人の権利の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 指定福祉型障害児入所施設

(従業者の員数)

第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。

一及び二 略

三 児童指導員（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）第二十七条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士

イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数

(1) 主として知的障害のある児童を入所させるもの おおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上）

(2) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第四項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において同じ。）（次条第一項において「盲ろうあ児」という。）を入所させるもの おおむね障害児の数を四で除して得た数

以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上)

(3) 略

ロ及びハ 略

四から六まで 略

2 略

3 前項第二号の心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 第一項各号（第一号を除く。）及び第二項各号に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第六条 略

2 略

3 第一項の居室の基準は、次のとおりとする。

一 及び二 略

三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

四 略

4 及び 5 略

(2) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第四項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において同じ。）（次条第一項において「盲ろうあ児」という。）を入所させるもの おおむね障害児である乳児又は幼児（次条第三項第三号及び第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。）の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えた数以上)

以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えた数以上)

(3) 略

ロ及びハ 略

四から六まで 略

2 略

3 前項第二号の心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 第一項各号（第一号を除く。）及び前項各号に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第六条 略

2 略

3 第一項の居室の基準は、次のとおりとする。

一 及び二 略

三 前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

四 略

4 及び 5 略

第七条から第二十一条まで 略

(入所支援計画の作成等)

第二十二条 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、児童発達支援管理責任者に、次に掲げるところにより、入所支援計画を作成させなければならない。

一 から三まで 略

四 障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めること。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

五 から八まで 略

3 略

第二十三条から第三十四条まで 略

(運営規程)

第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第四十一条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 から十一まで 略

(勤務体制の確保等)

第三十六条 略

2 及び 3 略

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十六条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策

第七条から第二十一条まで 略

(入所支援計画の作成等)

第二十二条 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、児童発達支援管理責任者に、次に掲げるところにより、入所支援計画を作成させなければならない。

一 から三まで 略

四 障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めること。

五 から八まで 略

3 略

第二十三条から第三十四条まで 略

(運営規程)

第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第四十一条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 から十一まで 略

(勤務体制の確保等)

第三十六条 略

2 及び 3 略

定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 第三十七条 略

(非常災害対策)

### 第三十八条 略

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

### 第三十九条 略

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
  - 二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - 三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 3 略

### 第四十条 略

(掲示等)

### 第三十七条 略

(非常災害対策)

### 第三十八条 略

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

### 第三十九条 略

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 3 略

### 第四十条 略

(掲示等)

第四十一条 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定福祉型障害児入所施設は、第一項の重要事項について、当該指定福祉型障害児入所施設のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第四十二条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第四十三条 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十一条 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の重要事項について、当該指定福祉型障害児入所施設のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第四十二条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

(虐待等の禁止)

第四十三条 略

第四十四条から第五十二条まで 略

### 第三章 指定医療型障害児入所施設

第五十三条から第五十七条まで 略

(準用)

第五十八条 第七条から第十七条まで、第十九条、第二十一条から第三十九条まで、第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七条から第五十条まで及び第五十二条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、~~第十七条第二項ただし書中「次条第一項」~~とあるのは「~~第五十五条第一項~~」と、第三十条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十三条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第四十一条第一項中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第五十七条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

附 則 略

第四十四条から第五十二条まで 略

### 第三章 指定医療型障害児入所施設

第五十三条から第五十七条まで 略

(準用)

第五十八条 第七条から第十七条まで、第十九条、第二十一条から第三十九条まで、第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七条から第五十条まで及び第五十二条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、~~第十七条第二項中「次条~~」とあるのは「~~第五十五条~~」と、第三十条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十三条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第四十一条中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第五十七条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

附 則 略

(新)

目次

第一章 略

第二章 療養介護（第四条―第三十二条の二）

第三章から第九章まで 略

附則

第一章 総則

第一条及び第二条 略

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 略

2 略

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第二章 療養介護

第四条から第七条まで 略

（非常災害対策）

第八条 略

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第九条から第十六条まで 略

（療養介護計画の作成等）

(旧)

目次

第一章 略

第二章 療養介護（第四条―第三十二条）

第三章から第九章まで 略

附則

第一章 総則

第一条及び第二条 略

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 略

2 略

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 療養介護

第四条から第七条まで 略

（非常災害対策）

第八条 略

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第九条から第十六条まで 略

（療養介護計画の作成等）

第十七条 略

2 療養介護事業者は、サービス管理責任者に、次に掲げるところにより、療養介護計画を作成させなければならない。

一から三まで 略

四 療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めること。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

五から八まで 略

3 略

第十八条から第二十四条まで 略

（勤務体制の確保等）

第二十五条 略

2 及び 3 略

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条 略

第十七条 略

2 療養介護事業者は、サービス管理責任者に、次に掲げるところにより、療養介護計画を作成させなければならない。

一から三まで 略

四 療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めること。

五から八まで 略

3 略

第十八条から第二十四条まで 略

（勤務体制の確保等）

第二十五条 略

2 及び 3 略

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条 略

(衛生管理等)

第二十七条 略

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(身体的拘束等の禁止)

第二十八条 略

2 略

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二十九条から第三十二条まで 略

(虐待の防止)

第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(衛生管理等)

第二十七条 略

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第二十八条 略

2 略

第二十九条から第三十二条まで 略

と。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

一 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

二 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 第三章 生活介護

第三十二条から第四十四条まで 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第四十四条の二 略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十五条から第四十七条まで 略

(衛生管理等)

第四十八条 略

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第四十九条 略

### 第三章 生活介護

第三十二条から第四十四条まで 略

(職場への定着のための支援の実施)

第四十四条の二 略

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十五条から第四十七条まで 略

(衛生管理等)

第四十八条 略

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十九条 略

(準用)

第五十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第四章 自立訓練（機能訓練）

第五十一条から第五十三条まで 略

(地域生活への移行のための支援)

第五十四条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十三条第一項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 略

(準用)

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十四条の二から第四十九条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条におい

(準用)

第五十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第四章 自立訓練（機能訓練）

第五十一条から第五十三条まで 略

(地域生活への移行のための支援)

第五十四条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十四条第一項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 略

(準用)

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十四条の二から第四十九条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条におい

て準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第五章 自立訓練（生活訓練）

第五十六条から第五十九条まで 略

（準用）

第六十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十四条の二から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

## 第六章 就労移行支援

て準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第五章 自立訓練（生活訓練）

第五十六条から第五十九条まで 略

（準用）

第六十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十四条の二から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

## 第六章 就労移行支援

第六十一条及び第六十二条 略

(職員の配置の基準)

第六十三条 略

2 から5まで 略

6| 略

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第六十四条 略

2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。

第六十四条の二から第六十六条まで 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第六十七条 略

2 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第六十八条 略

(準用)

第六十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六條まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十八條まで、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十四条、第四十五条から第四十九條まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三十条第二項」と、同項第

第六十一条及び第六十二条 略

(職員の配置の基準)

第六十三条 略

2 から5まで 略

6 第一項第三号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7| 略

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第六十四条 略

2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第五項まで及び第七項の規定を準用する。

第六十四条の二から第六十六条まで 略

(職場への定着のための支援の実施)

第六十七条 略

第六十八条 略

(準用)

第六十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九條まで、第二十四条から第二十六條まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八條まで、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十四条、第四十五条から第四十九條まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三十条第二項」と、同項第

四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十九条において準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

## 第七章 就労継続支援A型

第七十条から第七十一条の二まで 略

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第七十一条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、省令第七十二条の三の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七十二条から第八十一条まで 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第八十二条 略

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十三条 略

(準用)

第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療

四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十九条において準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

## 第七章 就労継続支援A型

第七十条から第七十一条の二まで 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第八十二条 略

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十三条 略

(準用)

第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療

養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第八十四條において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは「第八十四條において準用する第三十條第二項」と、同項第四号中「第三十二條第二項」とあるのは「第八十四條において準用する第三十二條第二項」と、第十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第八十四條において準用する次條第一項」と、第十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八條中「前條」とあるのは「第八十四條において準用する前條」と読み替えるものとする。

## 第八章 就労継続支援B型

### 第八十五條及び第八十六條 略

(準用)

第八十七條 第八條、第九條、第十三條から第十九條まで、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條の二まで、第三十四條、第三十六條、第三十七條、第四十一條、第四十三條、第四十五條から第四十九條まで、第五十三條、第七十一條、第七十三條から第七十五條まで及び第八十條から第八十二條までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九條第二項第一号中「第十七條第一項」とあるのは「第八十七條において準用する第十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第八十七條において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは「第八十七條において準用する第三十條第二項」と、同項第四号中「第三十二條第二項」とあるのは「第八十七條において準用する第三十二條第二項」と、第十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第八十七條において準用する次條第一項」と、第十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十八條中「前條」とあるのは「第八十七條において準用する前條」と、第八十條第一項中「第八十四條」とあるのは「第八十七條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## 第九章 多機能型に関する特例

養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第八十四條において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは「第八十四條において準用する第三十條第二項」と、同項第四号中「第三十二條第二項」とあるのは「第八十四條において準用する第三十二條第二項」と、第十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第八十四條において準用する次條第一項」と、第十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八條中「前條」とあるのは「第八十四條において準用する前條」と読み替えるものとする。

## 第八章 就労継続支援B型

### 第八十五條及び第八十六條 略

(準用)

第八十七條 第八條、第九條、第十三條から第十九條まで、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十四條、第三十六條、第三十七條、第四十一條、第四十三條、第四十五條から第四十九條まで、第五十三條、第七十一條、第七十三條から第七十五條まで及び第八十條から第八十二條までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九條第二項第一号中「第十七條第一項」とあるのは「第八十七條において準用する第十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第八十七條において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは「第八十七條において準用する第三十條第二項」と、同項第四号中「第三十二條第二項」とあるのは「第八十七條において準用する第三十二條第二項」と、第十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第八十七條において準用する次條第一項」と、第十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十八條中「前條」とあるのは「第八十七條において準用する前條」と、第八十條第一項中「第八十四條」とあるのは「第八十七條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## 第九章 多機能型に関する特例

第八十八条 略

(職員の員数等の特例)

第八十九条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が二十人未満である場合は、第三十九条第六項、第五十二条第七項及び第八項、第五十九条第七項、第六十三条第五項並びに第七十四条第五項(第八十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第六条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第七項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十三条第一項第四号及び第六項並びに第七十四条第一項第三号及び第六項(これらの規定を第八十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第九十条第二項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。

一 及び二 略

3 略

第九十条 略

附 則 略

第八十八条 略

(職員の員数等の特例)

第八十九条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が二十人未満である場合は、第三十九条第六項、第五十二条第七項及び第八項、第五十九条第七項、第六十三条第五項及び第六項並びに第七十四条第五項(第八十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第六条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第七項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十三条第一項第四号及び第七項並びに第七十四条第一項第三号及び第六項(これらの規定を第八十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第九十条第二項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。

一 及び二 略

3 略

第九十条 略

附 則 略



を防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十一条の二 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第三十二条 略

2 略

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(掲示等)

第三十三条 略

2 指定居宅介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護事業者は、第一項の重要事項について、指定居宅介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 略

2 略

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(掲示等)

第三十三条 略

2 指定居宅介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護事業者は、第一項の重要事項について、指定居宅介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第三十三条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第三十四条から第三十八条まで 略

(虐待の防止)

第三十八条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十九条及び第四十条 略

第三十四条から第三十八条まで 略

第三十九条及び第四十条 略

(準用)

第四十一条 第六条、第七条及び第九条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第三十条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第四十一条第一項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第一項中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、「次条第一項」とあるのは「第四十一条第一項において準用する次条第一項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第六条第二項」と、第二十九条第二項中「第二十五条」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第二十五条」と、第三十条中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

2 第六条、第七条及び第九条から前条までの規定（第二十四条第一項を除く。）は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第三十条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第二項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する次条第一項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第六条第二項」と、第二十九条第二項中「第二十五条」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第二十五条」と、第三十条中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

## 第二節 略

### 第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第四十二条から第四十五条まで 略

(準用)

第四十一条 第六条、第七条及び第九条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第三十条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十一条第一項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、「次条第一項」とあるのは「第四十一条第一項において準用する次条第一項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第六条第二項」と、第二十九条第二項中「第二十五条」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第二十五条」と、第三十条中「第三十三条」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第三十三条」と読み替えるものとする。

2 第六条、第七条及び第九条から前条までの規定（第二十四条第一項を除く。）は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第三十条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第二項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する次条第一項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第六条第二項」と、第二十九条第二項中「第二十五条」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第二十五条」と、第三十条中「第三十三条」とあるのは「第四十一条第二項において準用する第三十三条」と読み替えるものとする。

## 第二節 略

### 第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第四十二条から第四十五条まで 略

(準用)

第四十六条 第五条第一項、第九条から第二十条まで、第二十一条第二項から第五項まで、第二十三条第二項、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条、第二十七條から第三十三條まで並びに第三十四條から第四十條までの規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第四十六条第一項において準用する第三十条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十六条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第二項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項において準用する次条第一項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十二条第三項」と、第二十九条第二項中「第二十五条」とあるのは「第四十六条第一項において準用する第二十五条」と、第三十条中「第三十三條第一項」とあるのは「第四十六条第一項において準用する第三十三條第一項」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで、第九条から第二十条まで、第二十一条第二項から第五項まで、第二十三条第二項、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条、第二十七條から第三十三條まで、第三十四條から第四十條まで並びに第四十二条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第三十条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第二項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する次条第一項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十二条第三項」と、第二十九条第二項中「第二十五条」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第二十五条」と、第三十条中「第三十三條第一項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第三十三條第一項」と、第四十五条第一項第二号中「第四十二条第三項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第四十二条第三項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

### 第三章 療養介護

(準用)

第四十六条 第五条第一項、第九条から第二十条まで、第二十一条第二項から第五項まで、第二十三条第二項、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条並びに第二十七條から第四十條までの規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第四十六条第一項において準用する第三十条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十六条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第二項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項において準用する次条第一項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十二条第三項」と、第二十九条第二項中「第二十五条」とあるのは「第四十六条第一項において準用する第二十五条」と、第三十条中「第三十三條」とあるのは「第四十六条第一項において準用する第三十三條」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項、第九条から第二十条まで、第二十一条第二項から第五項まで、第二十三条第二項、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条、第二十七條から第四十條まで並びに第四十二条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第三十条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十四条第二項第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する次条第一項」と、第二十五条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十二条第三項」と、第二十九条第二項中「第二十五条」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第二十五条」と、第三十条中「第三十三條」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第三十三條」と、第四十五条第一項第二号中「第四十二条第三項」とあるのは「第四十六条第二項において準用する第四十二条第三項」と、第四十五条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

### 第三章 療養介護

第四十七条から第五十六条まで 略

(療養介護計画の作成等)

第五十七条 略

2 指定療養介護事業者は、サービス管理責任者に、次に掲げるところにより、療養介護計画を作成させなければならない。

一 から三まで 略

四 療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めること。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

五 から八まで 略

3 略

第五十八条から第六十五条まで 略

(運営規程)

第六十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所（こと）に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第七十一条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 から五まで 略

(勤務体制の確保等)

第六十七条 略

2 及び 3 略

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第六十八条 略

(非常災害対策)

第四十七条から第五十六条まで 略

(療養介護計画の作成等)

第五十七条 略

2 指定療養介護事業者は、サービス管理責任者に、次に掲げるところにより、療養介護計画を作成させなければならない。

一 から三まで 略

四 療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めること。

五 から八まで 略

3 略

第五十八条から第六十五条まで 略

(運営規程)

第六十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所（こと）に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第七十一条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 から五まで 略

(勤務体制の確保等)

第六十七条 略

2 及び 3 略

第六十八条 略

(非常災害対策)

第六十九条 略

- 2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第七十条 略

- 2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
  - 二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - 三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(掲示等)

第七十一条 略

- 2 指定療養介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定療養介護事業者は、第一項の重要事項について、指定療養介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

第七十二条 削除

第六十九条 略

- 2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第七十条 略

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示等)

第七十一条 略

- 2 指定療養介護事業者は、前項の重要事項について、指定療養介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

第七十三条 略

(記録の整備)

第七十四条 略

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

一 から三まで 略

四 次条において準用する第三十三条の二第二項の規定による身体的拘束等の記録

五及び六 略

(準用)

第七十五条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十五条(第二項を除く。)まで及び第三十六条から第三十八条の二までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第六十六条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

#### 第四章 生活介護

##### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第七十六条から第八十三条まで 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第八十三条の二 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

第七十三条 略

(記録の整備)

第七十四条 略

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

一 から三まで 略

四 第七十二条第二項 の規定による身体的拘束等の記録

五及び六 略

(準用)

第七十五条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第三十四条、第三十五条第一項及び第三十六条から第三十八条 までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第六十六条」と、第二十条第二項 中「次条第一項」とあるのは「第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

#### 第四章 生活介護

##### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第七十六条から第八十三条まで 略

(職場への定着のための支援 の実施)

第八十三条の二 略

望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条から第八十七条まで 略

(衛生管理等)

第八十八条 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第八十九条 略

(掲示等)

第九十条 略

2 指定生活介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定生活介護事業者は、第一項の重要事項について、指定生活介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(準用)

第九十一条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十一条の二、第三十三條の二から第三十九條まで、

第八十四条から第八十七条まで 略

(衛生管理等)

第八十八条 略

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第八十九条 略

(掲示等)

第九十条 略

2 指定生活介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定生活介護事業者は、第一項の重要事項について、指定生活介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(準用)

第九十一条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十四條から第三十九條まで、



第九十五条から第百四条まで 略

(準用)

第百五条 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十七条、第二十八条、第三十一条の二、第三十三条の二から第四十条まで、第四十九条、第五十九条、第六十五条、第六十七条、第六十九条、第七十三條、第八十五条及び第八十八条から第九十条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百三条」と、第二十條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百条第二項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

第百五条の二及び第百五条の三 略

(準用)

第百五条の四 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十七条、第二十八条、第三十一条の二、第三十三条の二から第四十条まで、第四十九条、第五十九条、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三條、第八十五条、第八十八条から第九十条まで、第九十五条及び第九十八条から第百三条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

## 第三節 略

## 第六章 重度障害者等包括支援

第百八条から第百十五条まで 略

(準用)

第百十六條 第七條、第八條第一項、第九條から第二十一条まで、第二十三条、

第九十五条から第百四条まで 略

(準用)

第百五条 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十七条、第二十八条、第三十四条から第四十条まで、第四十九条、第五十九条、第六十五条、第六十七条、第六十九条、第七十二條、第七十三條、第八十五条及び第八十八条から第九十条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百三条」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百条第二項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

第百五条の二及び第百五条の三 略

(準用)

第百五条の四 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十七条、第二十八条、第三十四条から第四十条まで、第四十九条、第五十九条、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十二條、第七十三條、第八十五条、第八十八条から第九十条まで、第九十五条及び第九十八条から第百三条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

## 第三節 略

## 第六章 重度障害者等包括支援

第百八条から第百十五条まで 略

(準用)

第百十六條 第七條、第八條第一項、第九條から第二十一条まで、第二十三条、

第二十七条、第二十八条、~~第三十一条（第一項及び第二項を除く。）~~から第四十条まで及び第六十五条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「~~第一百五十五条~~」と、~~第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第一百六条~~において準用する次条第一項」と、~~第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百六条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。~~

## 第七章 略

## 第八章 自立訓練（機能訓練）

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百三十五条から第百三十九条まで 略

（準用）

第百四十条 第九条から第二十条まで、~~第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十一條の二、第三十三條の二~~から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、~~第七十二條、第七十四條~~、第七十八条、第七十九条及び第八十三条の二から第九十条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「~~第百四十条~~において準用する第八十七条」と、~~第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百三十七條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百三十七條第二項」と、第五十六條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百四十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第百四十条において準用する前条」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「~~第百四十条~~において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十二條第一項」とあるのは「第百四十条において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中~~

第二十七条、第二十八条、~~第三十二條~~から第四十条まで及び第六十五条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「~~第一百五十五条~~」と、~~第二十条第二項~~中「次条第一項」とあるのは「~~第一百六条~~において準用する次条第一項」と、~~第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百六条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。~~

## 第七章 略

## 第八章 自立訓練（機能訓練）

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百三十五条から第百三十九条まで 略

（準用）

第百四十条 第九条から第二十条まで、~~第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十四條~~から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、~~第七十二條から第七十四條まで、第七十八條、第七十九條及び第八十三條の二~~から第九十条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「~~第百四十条~~において準用する第八十七条」と、~~第二十条第二項~~中「次条第一項」とあるのは「~~第百三十七條第一項~~」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「~~第百三十七條第二項~~」と、第五十六條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百四十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第百四十条において準用する前条」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「~~第百四十条~~において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十二條第一項」とあるのは「第百四十条において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中

「第六十四条」とあるのは「第四百四十条において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定

中「次条」とあるのは「第四百四十条」と、第八十七条中「第九十条第二項」とあるのは「第四百四十条において準用する第九十条第一項」と、第九十条第二項中「前条」とあるのは「第四百四十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

第四百四十条の二及び第四百四十条の三 略

(準用)

第四百四十条の四 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十一條の二、第三十三條の二から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十三條、第七十四條、第七十八條、第八十三條の二から第九十条まで、第三百三十五條及び第三百三十七條から第三百三十九條までの規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

## 第三節 略

## 第九章 自立訓練（生活訓練）

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第四百四十二條から第四百四十七條の二まで 略

(記録の整備)

第四百四十八條 略

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

一 から三まで 略

四 次条において準用する第三十三條の二第二項の規定による身体的拘束等の

「第六十四条」とあるのは「第四百四十条において準用する第八十六条」と、同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第四百四十条において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十条」と、第八十七条中「第九十条第二項」とあるのは「第四百四十条において準用する第九十条第一項」と、第九十条第二項中「前条」とあるのは「第四百四十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

第四百四十条の二及び第四百四十条の三 略

(準用)

第四百四十条の四 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十四條から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十二條から第七十四條まで、第七十八條、第八十三條の二から第九十条まで、第三百三十五條及び第三百三十七條から第三百三十九條までの規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

## 第三節 略

## 第九章 自立訓練（生活訓練）

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第四百四十二條から第四百四十七條の二まで 略

(記録の整備)

第四百四十八條 略

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

一 から三まで 略

四 次条において準用する第七十二条第二項の規定による身体的拘束等の

(準用)

第百四十九条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三條、第七十八條、第八十三條の二から第九十条まで、第百三十八條及び第百三十九條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百四十九条において準用する第八十七条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百四十七条第一項から第四項まで」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百四十七条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第百四十九条において準用する前条」と、第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する第九十条第一項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

第百四十九条の二及び第百四十九条の三 略

(準用)

第百四十九条の四 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三條、第七十八條、第八十三條の二から第九十条まで、第百三十八條、第百三十九條、第百四十三條及び第百四十六條から第百四十八條までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

(準用)

第百四十九条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十四条から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十二條、第七十三條、第七十八條、第八十三條の二から第九十条まで、第百三十八條、第百三十九條、第百四十三條及び第百四十六條から第百四十八條までの規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百四十九条において準用する第八十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百四十七条第一項から第四項まで」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百四十七条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第百四十九条において準用する前条」と、第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第百四十九条において準用する第九十条第一項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

第百四十九条の二及び第百四十九条の三 略

(準用)

第百四十九条の四 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十四条から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十二條、第七十三條、第七十八條、第八十三條の二から第九十条まで、第百三十八條、第百三十九條、第百四十三條及び第百四十六條から第百四十八條までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第三節 略

第十章 就労移行支援

第百五十二条 略

(従業者の員数)

第百五十三条 略

2 から 4 まで 略

5) 略

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第百五十四条 略

2 前項に規定する従業者及びその員数については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。

第百五十五条から第百五十七条まで 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第百五十八条 略

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第百五十九条 略

(準用)

第百六十条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十七條、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十三條、第七十四條、第七十九條、第八十二条、第八十三条、第八十四条から第九十条まで、第百三十七条、第百三十八条及び第百四十七条

第三節 略

第十章 就労移行支援

第百五十二条 略

(従業者の員数)

第百五十三条 略

2 から 4 まで 略

5 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6) 略

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第百五十四条 略

2 前項に規定する従業者及びその員数については、前条第二項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。

第百五十五条から第百五十七条まで 略

(職場への定着のための支援の実施)

第百五十八条 略

第百五十九条 略

(準用)

第百六十条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十七條、第三十四條 から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十二条から第七十四條まで、第七十九條、第八十二条、第八十三条、第八十四条から第九十条まで、第百三十七條、第百三十八條及び第百四十七條

の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第百六十條において準用する第八十七條」と、第二十條第二項ただし書中「次條第一項」とあるのは「第百六十條において準用する第百三十七條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百六十條において準用する第百三十七條第二項」と、第五十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百六十條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同條第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第五十八條中「前條」とあるのは「第百六十條において準用する前條」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「第百六十條において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十二條第一項」とあるのは「第百六十條において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十四條」とあるのは「第百六十條において準用する第八十六條」と、同項第四号から第六号までの規定

中「次條」とあるのは「第百六十條」と、第八十七條中「第九十條第一項」とあるのは「第百六十條において準用する第九十條第一項」と、第九十條第一項中「前條」とあるのは「第百六十條において準用する前條」と、第百四十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十條の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第百八十四條において準用する省令第百七十條の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第百八十四條において準用する省令第百七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

2 略

## 第十一章 就労継続支援 A 型

第百六十一條から第百六十九條まで 略

(職場への定着のための支援等の実施)

の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第百六十條において準用する第八十七條」と、第二十條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百六十條において準用する第百三十七條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百六十條において準用する第百三十七條第二項」と、第五十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百六十條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同條第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と、第五十八條中「前條」とあるのは「第百六十條において準用する前條」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「第百六十條において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十二條第一項」とあるのは「第百六十條において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十四條」とあるのは「第百六十條において準用する第八十六條」と、同項第四号中「第七十二條第二項」とあるのは「第百六十條において準用する第七十二條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第百六十條」と、第八十七條中「第九十條第一項」とあるのは「第百六十條において準用する第九十條第一項」と、第九十條第一項中「前條」とあるのは「第百六十條において準用する前條」と、第百四十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十條の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第百八十四條において準用する省令第百七十條の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第百八十四條において準用する省令第百七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

中「次條」とあるのは「第百六十條」と、第八十七條中「第九十條第一項」とあるのは「第百六十條において準用する第九十條第一項」と、第九十條第一項中「前條」とあるのは「第百六十條において準用する前條」と、第百四十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十條の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第百八十四條において準用する省令第百七十條の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第百八十四條において準用する省令第百七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

2 略

## 第十一章 就労継続支援 A 型

第百六十一條から第百六十九條まで 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第七十條 略

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第七十一條及び第七十一條の二 略

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第七十一條の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、省令第九十六條の三の厚生労働大臣が定める事項について、同條の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第七十二條 第九條から第十七條まで、第十九條、第二十條、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十一條の二、第三十三條の二から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十三條、第七十四條、第七十八條、第八十四條から第八十六條まで、第八十八條から第九十條まで、第三百二十七條及び第三百十八條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第七十一條の二」と、第二十條第二項ただし書中「次條第一項」とあるのは「第七十二條において準用する第三百二十七條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七十二條において準用する第三百二十七條第二項」と、第五十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第七十二條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八條中「前條」とあるのは「第七十二條において準用する前條」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「第七十二條において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十二條第一項」とあるのは「第七十二條において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十

第七十條 略

第七十一條及び第七十一條の二 略

(準用)

第七十二條 第九條から第十七條まで、第十九條、第二十條、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十四條から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十二條から第七十四條まで、第七十八條、第八十四條から第八十六條まで、第八十八條から第九十條まで、第三百二十七條、第三百八條及び第三百五十九條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第七十一條の二」と、第二十條第二項中「次條第一項」とあるのは「第七十二條において準用する第三百二十七條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七十二條において準用する第三百二十七條第二項」と、第五十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第七十二條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八條中「前條」とあるのは「第七十二條において準用する前條」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「第七十二條において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十二條第一項」とあるのは「第七十二條において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十

四条」とあるのは「第七十二條において準用する第八十六條」と、同項第四号から第六号までの規定

中「次条」とあるのは「第七十二條」と、第九十條第一項中「前条」とあるのは「第七十二條において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第十二章 就労継続支援B型

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

#### 第七十三條及び第七十四條 略

(準用)

第七十五條 第九條から第十七條まで、第十九條、第二十條、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十一條の二、第三十三條の二から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十三條、第七十四條、第七十八條、第八十二條、第八十四條から第九十條まで、第三百三十七條、第三百三十八條、第三百六十二條、第三百六十三條及び第三百六十八條から第七十條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第七十五條において準用する第八十七條」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十五條において準用する第三百三十七條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七十五條において準用する第三百三十七條第二項」と、第五十六條第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十五條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十八條中「前条」とあるのは「第七十五條において準用する前条」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「第七十五條において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十二條第一項」とあるのは「第七十五條において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十四條」とあるのは「第七十五條において準用する第八十六條」と、同項第四号から第六号までの規定

四条」とあるのは「第七十二條において準用する第八十六條」と、同項第四号中「第七十二條第二項」とあるのは「第七十二條において準用する第七十二條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十二條」と、第九十條第一項中「前条」とあるのは「第七十二條において準用する前条」と読み替えるものとする。

## 第十二章 就労継続支援B型

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

#### 第七十三條及び第七十四條 略

(準用)

第七十五條 第九條から第十七條まで、第十九條、第二十條、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十四條から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十二條から第七十四條まで、第七十八條、第八十二條、第八十四條から第九十條まで、第三百三十七條、第三百三十八條、第三百六十二條、第三百六十三條及び第三百六十八條から第七十條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第七十五條において準用する第八十七條」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十五條において準用する第三百三十七條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七十五條において準用する第三百三十七條第二項」と、第五十六條第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十五條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十八條中「前条」とあるのは「第七十五條において準用する前条」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「第七十五條において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十二條第一項」とあるのは「第七十五條において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十四條」とあるのは「第七十五條において準用する第八十六條」と、同項第四号中「第七十二條第二項」とあるのは「第七十五條において準用する第七十二條第二項」と、同項

中「次条」とあるのは「第七百七十五条」と、第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第七百七十五条において準用する第九十条第一項」と、第九十条第二項中「前条」とあるのは「第七百七十五条において準用する前条」と、第六百六十八条第一項中「第七百七十二条」とあるのは「第七百七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## 第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第七百七十六条から第七百七十八条まで 略

(準用)

第七百七十九条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十七条、第六十九条、第七十三條、第七十四條、第八十二条、第八十五条、第八十六条、第八十八条から第九十条まで、第三百三十七条(第一項を除く。)、第三百三十八条、第六百六十八条から第七十条まで及び第七十三條の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第七百七十七条」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七百七十九条において準用する第三百三十七条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七百七十九条において準用する第三百三十七条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七百七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第七百七十九条において準用する前条」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第七百七十九条において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第七百七十九条において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第七百七十九条において準用する第八十六

中「次条」とあるの

第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七百七十五条」と、第八十七条中「第九十条第一項」とあるのは「第七百七十五条において準用する第九十条第一項」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第七百七十五条において準用する前条」と、第六百六十八条第二項中「第七百七十二条」とあるのは「第七百七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## 第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第七百七十六条から第七百七十八条まで 略

(準用)

第七百七十九条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条(第一項を除く。)、第二十七条、第三十四条から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十七条、第六十九条、第七十二條から第七十四條まで、第八十二条、第八十五条、第八十六条、第八十八条から第九十条まで、第三百三十七条(第一項を除く。)、第三百三十八条、第六百六十八条から第七十条まで及び第七十三條の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第七百七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七百七十九条において準用する第三百三十七条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七百七十九条において準用する第三百三十七条第二項」と、第五十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七百七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十八条中「前条」とあるのは「第七百七十九条において準用する前条」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第七百七十九条において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第七百七十九条において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第七百七十九条において準用する第八十六

は「第七百七十九条」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第七百七十九条において準用する前条」と、第六十八條第一項中「第七十二條」とあるのは「第七百七十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

### 第十三章 就労定着支援

第七百七十九条の二から第七百七十九条の六まで 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第七百七十九条の七 略

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

第七百七十九条の八から第七百七十九条の十まで 略

(準用)

第七百七十九条の十一 第九條から第二十三條まで、第二十八條、第三十一條から第三十三條まで、第三十四條から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條、第五十七條、第五十九條及び第六十五條の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第七百七十九條の九」と、第二十條第二項ただし書中「次條第一項」とあるのは「第七百七十九條の十一において準用する次條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七百七十九條の十一において準用する第二十一條第二項」と、第五十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第七百七十九條の十一において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

### 第十四章 自立生活援助

は「第七百七十九条」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第七百七十九条において準用する前条」と、第六十八條第一項中「第七十二條」とあるのは「第七百七十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

### 第十三章 就労定着支援

第七百七十九条の二から第七百七十九条の六まで 略

(職場への定着のための支援の実施)

第七百七十九条の七 略

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

第七百七十九条の八から第七百七十九条の十まで 略

(準用)

第七百七十九条の十一 第九條から第二十三條まで、第二十八條、第三十一條から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條、第五十七條、第五十九條及び第六十五條の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第七百七十九條の九」と、第二十條第二項中「次條第一項」とあるのは「第七百七十九條の十一において準用する次條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七百七十九條の十一において準用する第二十一條第二項」と、第五十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第七百七十九條の十一において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

### 第十四章 自立生活援助

第百七十九條の十二から第百七十九條の十六まで 略

(準用)

第百七十九條の十七 第九條から第二十三條まで、第二十八條、第三十一條から第三十三條まで、第三十四條から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條、第五十七條、第五十九條、第六十五條、第百七十九條の四、第百七十九條の五、第百七十九條の九及び第百七十九條の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第百七十九條の十七において準用する第百七十九條の九」と、第二十條第二項ただし書中「次條第一項」とあるのは「第百七十九條の十七において準用する次條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百七十九條の十七において準用する第二十一條第二項」と、第五十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百七十九條の十七において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同條第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

## 第十五章 共同生活援助

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百八十條 略

(従業者の員数)

第百八十一條 略

2 略

3 第一項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第百八十一條の二から第百八十二條の三まで 略

(勤務体制の確保等)

第百八十三條 略

第百七十九條の十二から第百七十九條の十六まで 略

(準用)

第百七十九條の十七 第九條から第二十三條まで、第二十八條、第三十一條から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條、第五十七條、第五十九條、第六十五條、第百七十九條の四、第百七十九條の五、第百七十九條の九及び第百七十九條の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第百七十九條の十七において準用する第百七十九條の九」と、第二十條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百七十九條の十七において準用する次條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百七十九條の十七において準用する第二十一條第二項」と、第五十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百七十九條の十七において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同條第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

## 第十五章 共同生活援助

### 第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第百八十條 略

(従業者の員数)

第百八十一條 略

2 略

3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第百八十一條の二から第百八十二條の三まで 略

(勤務体制の確保等)

第百八十三條 略

2 から5まで 略

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第百八十三条の二から第百八十三条の四まで 略

(準用)

第百八十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第五十二条、第五十七条、第五十九条、第六十五条、第六十九条、第七十二条、第七十四条、第八十六条、第八十八条、第九十条及び第百四十七条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百八十二条の三」と、第二十條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百八十一条の六第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十一条の六第二項」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第五十二条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百八十四条において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定

中「次条」とあるのは「第百八十四条」と、第九十条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百八十三条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百四十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限

2 から5まで 略

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第百八十三条の二から第百八十三条の四まで 略

(準用)

第百八十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十四条から第三十九条まで、第五十二条、第五十七条、第五十九条、第六十五条、第六十九条、第七十二条から第七十四条まで、第八十六条、第八十八条、第九十条及び第百四十七条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百八十二条の三」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十一条の六第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十一条の六第二項」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第五十二条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百八十四条において準用する第八十六条」と、同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する第七十二

条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百八十四条」と、第九十条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百八十三条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百四十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限

る。)」と読み替えるものとする。

## 第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準

第百八十四条の二及び第百八十四条の三 略

(従業者の員数)

第百八十四条の四 略

2 及び 3 略

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

第百八十四条の五から第百八十四条の九まで 略

(準用)

第百八十四条の十 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第五十二条、第五十七条、第五十九条、第六十五条、第六十九条、第七十三條、第七十四條、第八十六条、第八十八条、第九十条、第百四十七条の二、第百八十一条の二、第百八十一条の四から第百八十一条の八まで及び第百八十二条の三から第百八十三条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十二条の三」と、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十一条の六第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十一条の六第二項」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百八十四条の十において読み替えて準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活

る。)」と読み替えるものとする。

## 第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準

第百八十四条の二及び第百八十四条の三 略

(従業者の員数)

第百八十四条の四 略

2 及び 3 略

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

第百八十四条の五から第百八十四条の九まで 略

(準用)

第百八十四条の十 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十四條から第三十九條まで、第五十二条、第五十七条、第五十九条、第六十五条、第六十九条、第七十二條から第七十四條まで、第八十六条、第八十八条、第九十条、第百四十七条の二、第百八十一条の二、第百八十一条の四から第百八十一条の八まで及び第百八十二条の三から第百八十三条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十二条の三」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十一条の六第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十一条の六第二項」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百八十四条の十において読み替えて準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活

援助計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第八十四条の十において準用する第五十二条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第八十四条の十において準用する第八十六条」と、同項第四号から第六号までの規定

中「次条」とあるのは「第八十四条の十」と、第九十条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第八十四条の十において準用する第八十三条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第四百四十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

### 第三節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準

第八十四条の十一及び第八十四条の十二 略

(従業者の員数)

第八十四条の十三 略

2 略

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第八十四条の十四から第八十四条の十七まで 略

(勤務体制の確保等)

第八十四条の十八 略

2 から 4 まで 略

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言

援助計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第八十四条の十において準用する第五十二条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第八十四条の十において準用する第八十六条」と、同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第八十四条の十において準用する第七十二

条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第八十四条の十」と、第九十条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第八十四条の十において準用する第八十三条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第四百四十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

### 第三節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準

第八十四条の十一及び第八十四条の十二 略

(従業者の員数)

第八十四条の十三 略

2 略

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第八十四条の十四から第八十四条の十七まで 略

(勤務体制の確保等)

第八十四条の十八 略

2 から 4 まで 略

動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百八十四条の十九 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十一条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第五十二条、第五十七条、第五十九条、第六十五条、第六十九条、第七十三條、第七十四條、第八十六条、第八十八条、第九十条、第四百七十七條の二、第百八十一条の二から第百八十二条の二まで及び第百八十三条の二から第百八十三条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第百八十一条の六第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第百八十一条の六第二項」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第五十二条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第八十六條」と、同項第四号から第六号までの規定

中「次条」とあるのは「第百八十四条の十九」と、第九十条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第百八十三条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第四百七十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第百八十二条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指

(準用)

第百八十四条の十九 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十四條から第三十九條まで、第五十二条、第五十七条、第五十九条、第六十五条、第六十九条、第七十二條から第七十四條まで、第八十六条、第八十八条、第九十条、第四百七十七條の二、第百八十一条の二から第百八十二条の二まで及び第百八十三条の二から第百八十三条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第百八十一条の六第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第百八十一条の六第二項」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第五十二第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第八十六條」と、同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次

条」とあるのは「第百八十四条の十九」と、第九十条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百八十四条の十九において準用する第百八十三条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第四百七十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第百八十二条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指

定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

## 第十六章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

第八十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第五十七条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十七条第五項、第三十六条第六項及び第七項、第四十四条第六項、第五十三条第四項並びに第六十二条第四項（第七十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十七条第一項第三号及び第六項、第三十六条第一項第二号及び第八項、第四十四条第一項第三号及び第七項、第五十三条第一項第三号及び第五項並びに第六十二条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第七十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第二百十五条第二項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないものとすることができる。

一及び二 略

定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

## 第十六章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

第八十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第五十七条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十七条第五項、第三十六条第六項及び第七項、第四十四条第六項、第五十三条第四項及び第五項並びに第六十二条第四項（第七十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十七条第一項第三号及び第六項、第三十六条第一項第二号及び第八項、第四十四条第一項第三号及び第七項、第五十三条第一項第三号及び第六項並びに第六十二条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第七十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第二百十五条第二項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないものとすることができる。

一及び二 略

第百八十六条から第百八十八条まで 略

第十七章 振興山村地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

第百八十九条から第百九十二条まで 略

(準用)

第百九十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十七条、第三十一条の二、第三十三條の二から第三十九条まで、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七條から第六十九條まで、第七十三條、第七十四條、第七十九條、第八十四條から第九十條までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十條」とあるのは「第百九十三條第一項において準用する第八十七條」と、第十五條中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十條第二項ただし書中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第百九十三條第二項において準用する第八十條第二項及び第三項、第百九十三條第三項及び第五項において準用する第百三十七條第二項及び第三項並びに第百九十三條第四項において準用する第百四十七條第二項及び第三項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百九十三條第二項において準用する第八十條第二項、第百九十三條第三項及び第五項において準用する第百三十七條第二項並びに第百九十三條第四項において準用する第百四十七條第二項」と、第三十四條第二項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第三十九條中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百九十三條第一項において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同條第二項第七号中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十八條中「前條」とあるのは「第百九十三條第一項において準用する前條」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは

第百八十六条から第百八十八条まで 略

第十七章 振興山村地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

第百八十九条から第百九十二条まで 略

(準用)

第百九十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十七条、第三十四條から第三十九條まで、第五十六条から第五十八條まで、第六十五条、第六十七條から第六十九條まで、第七十四條、第七十九條、第八十七條及び第九十條の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十條」とあるのは「第百九十三條第一項において準用する第八十七條」と、第十五條中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第百九十三條第二項において準用する第八十條第二項及び第三項、第百九十三條第三項及び第五項において準用する第百三十七條第二項及び第三項並びに第百九十三條第四項において準用する第百四十七條第二項及び第三項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百九十三條第二項において準用する第八十條第二項、第百九十三條第三項及び第五項において準用する第百三十七條第二項並びに第百九十三條第四項において準用する第百四十七條第二項」と、第三十四條第二項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第三十九條中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百九十三條第一項において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同條第二項第七号中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十八條中「前條」とあるのは「第百九十三條第一項において準用する前條」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは

「第百九十三条第一項において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第八十六条」と

、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百九十三条第一項」と、第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第八十七条中「第四号」とあるのは「第四号及び第七号」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第七十六条、第八十条（第一項を除く。）、第八十一条（第五項を除く。）、第八十二条及び第八十三条

の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において

、第七十六条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十一条第六項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と

読み替えるも

のとする。

3 第百三十五条、第百三十七条（第一項を除く。）、第百三十八条（第三項を除く。）及び第百三十九条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において

、第百三十五条中「自立

「第百九十三条第一項において準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは「第百九十三条第二項から第五項までにおいて準用する第八十六条」と、同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百九十三条第一項において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百九十三条第一項」と

、第八十七条中「第四号」とあるのは「第四号及び第十号」と、第九十条第一項中「前条」とあるのは「第百九十三条第二項から第五項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第五十九条、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第八十条（第一項を除く。）、第八十一条（第五項を除く。）、第八十二条から第八十六条まで、第

八十八条及び第八十九条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十二条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十六条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十一条第六項及び第八十四条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第八十八条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第五十九条、第七十二条、第七十三条、第八十四条から第八十六条まで、第百三十八条、第八十九条、第百三十五条、第百三十七条（第一項を除く。）、第百三十八条（第三項を除く。）及び第百三十九条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十二条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第八十四条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十八条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百三十五条中「自立

訓練（機能訓練）（施行規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百三十七条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百三十八条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4

第百三十八条（第三項を除く。）、第百三十九条第二項、第百四十三条及び第百四十七条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において

、第百三十八条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百四十三条中「自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第百四十七条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第八十二条

、第百三十七条（第一項を除く。）、第百三十八条（第三項を除く。）、第百六十八条から第百七十条まで、第百七十三条及び第百七十四条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において

訓練（機能訓練）（施行規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百三十七条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百三十八条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4

第五十九条、第七十二条、第七十三条、第八十四条から第八十六条まで、第八十八条、第八十九条、第百三十八条（第三項を除く。）、第百三十九条第二項、第百四十三条及び第百四十七条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において「第七十二条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第八十四条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十八条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百三十八条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百四十三条中「自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第百四十七条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5

第五十九条、第七十二条、第七十三条、第八十二条、第八十四条から第八十六条まで、第八十八条、第八十九条、第百三十七条（第一項を除く。）、第百三十八条（第三項を除く。）、第百六十八条から第百七十条まで、第百七十三条及び第百七十四条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において「第七十二条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十四条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十八条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事

、第三百二十七条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第三百二十八条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十八條第一項中「第七十二条」とあるのは「第九十三条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第七十三条中「施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

## 附 則

### 1 及び 2 略

3 第八十二条第三項及び第八十四条の七第四項の規定は、省令附則第十八条の二第一項に規定する利用者が、共同生活住居内において、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

4 第八十二条第三項及び第八十四条の七第四項の規定は、省令附則第十八条の二第二項に規定する利用者が、共同生活住居内において、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。）の利用を希望し、同項各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

### 5 及び 6 略

業所」と、第三百二十七条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第三百二十八条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十八條第一項中「第七十二条」とあるのは「第九十三条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第七十三条中「施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

## 附 則

### 1 及び 2 略

3 第八十二条第三項及び第八十四条の七第四項の規定は、省令附則第十八条の二第一項に規定する利用者が、共同生活住居内において、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

4 第八十二条第三項及び第八十四条の七第四項の規定は、省令附則第十八条の二第二項に規定する利用者が、共同生活住居内において、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。）の利用を希望し、同項各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

### 5 及び 6 略

岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十六号）新旧対照表（第五条関係）

（新）

第一条及び第二条 略

（障害者支援施設の一般原則）

第三条 略

2 略

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四条から第六条まで 略

（非常災害対策）

第七条 略

2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第八条から第十条まで 略

（職員の配置の基準）

第十一条 略

2 から12まで 略

13 次に掲げる職員のうち、それぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。

一 から四まで 略

14 から16まで 略

第十二条から第十八条まで 略

（旧）

第一条及び第二条 略

（障害者支援施設の一般原則）

第三条 略

2 略

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四条から第六条まで 略

（非常災害対策）

第七条 略

2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第八条から第十条まで 略

（職員の配置の基準）

第十一条 略

2 から12まで 略

13 次に掲げる職員のうち、それぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。

一 から四まで 略

五 第八項第三号の就労支援員

14 から16まで 略

第十二条から第十八条まで 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十九条 略

2 障害者支援施設は、サービス管理責任者に、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画を作成させなければならない。

一から三まで 略

四 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前号の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めること。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

五から八まで 略

3 略

第二十条から第二十七条まで 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第二十八条 略

2 略

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第二十九条から第三十六条まで 略

(勤務体制の確保等)

第三十七条 略

2 及び 3 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十九条 略

2 障害者支援施設は、サービス管理責任者に、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画を作成させなければならない。

一から三まで 略

四 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前号の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めること。

五から八まで 略

3 略

第二十条から第二十七条まで 略

(職場への定着のための支援の実施)

第二十八条 略

2 略

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第二十九条から第三十六条まで 略

(勤務体制の確保等)

第三十七条 略

2 及び 3 略

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第三十七条の二 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 第三十八条 略

(衛生管理等)

### 第三十九条 略

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

### 第四十条 略

(身体的拘束等の禁止)

### 第三十八条 略

(衛生管理等)

### 第三十九条 略

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第四十条 略

(身体的拘束等の禁止)

第四十一条 略

2 略

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第四十二条から第四十五条まで 略

(虐待の防止)

第四十五条の二 障害者支援施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則 略

第四十一条 略

2 略

第四十二条から第四十五条まで 略

附 則 略

(新)

第一条から第三条まで 略

(指定障害者支援施設の一般原則)

第四条 略

2 略

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(従業者の員数)

第五条 略

2 から 11 まで 略

12 次に掲げる職員のうち、それぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。

一 から 四 まで 略

13 及び 14 略

第六条から第二十六条まで 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十七条 略

2 指定障害者支援施設は、サービス管理責任者に、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画を作成させなければならない。

一 から 三 まで 略

四 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前号の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めること。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器

（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものと

(旧)

第一条から第三条まで 略

(指定障害者支援施設の一般原則)

第四条 略

2 略

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第五条 略

2 から 11 まで 略

12 次に掲げる職員のうち、それぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。

一 から 四 まで 略

五 第八項第二号の就労支援員

13 及び 14 略

第六条から第二十六条まで 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十七条 略

2 指定障害者支援施設は、サービス管理責任者に、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画を作成させなければならない。

一 から 三 まで 略

四 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前号の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めること。

3 五から八まで 略  
略

第二十八条から第三十五条まで 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第三十六条 略  
2 略

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三十七条から第四十五条まで 略

(運営規程)

第四十六条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第五十二条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一から十四まで 略

(勤務体制の確保等)

第四十七条 略  
2 及び 3 略

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

3 五から八まで 略  
略

第二十八条から第三十五条まで 略

(職場への定着のための支援の実施)

第三十六条 略  
2 略

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三十七条から第四十五条まで 略

(運営規程)

第四十六条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第五十二条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一から十四まで 略

(勤務体制の確保等)

第四十七条 略  
2 及び 3 略

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第四十七条の二 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第四十八条 略

(非常災害対策)

#### 第四十九条 略

2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

#### 第五十条 略

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

#### 第四十八条 略

(非常災害対策)

#### 第四十九条 略

2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

#### 第五十条 略

2 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五十一条 略

(揭示等)

第五十二条 略

2 指定障害者支援施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定障害者支援施設は、第一項の重要事項について、当該指定障害者支援施設のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第五十三条 略

2 略

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十四条から第五十九条まで 略

(虐待の防止)

第五十九条の二 指定障害者支援施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研

第五十一条 略

(揭示等)

第五十二条 略

2 指定障害者支援施設は、前項の重要事項について、当該指定障害者支援施設のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の重要事項について、当該指定障害者支援施設のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第五十三条 略

2 略

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十四条から第五十九条まで 略

修を定期的に実施すること。

二 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第六十条及び第六十一条 略

附 則 略

第六十条及び第六十一条 略

附 則 略

(新)

第一条 略

(基本方針)

第二条 略

2及び3 略

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第三条 略

(非常災害対策)

第四条 略

2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

3 地域活動支援センターは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が待られるよう連携に努めなければならない。

第五条 略

(記録の整備)

第六条 略

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

一 略

二 第十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 第二十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第七条から第十三条まで 略

(旧)

第一条 略

(基本方針)

第二条 略

2及び3 略

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三条 略

(非常災害対策)

第四条 略

2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第五条 略

(記録の整備)

第六条 略

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

一 略

二 第十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 第十八条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第七条から第十三条まで 略



テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第十八条から第二十条まで 略

（虐待の防止）

第二十一条 地域活動支援センターは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則 略

第十六条から第十八条まで 略

附 則 略

(新)

第一条 略

(基本方針)

第二条 略

2 及び 3 略

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第三条及び第四条 略

(非常災害対策)

第五条 略

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

3 福祉ホームは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六条 略

(記録の整備)

第七条 略

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

一 略

二 第十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 第十八条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第八条から第十一条まで 略

(旧)

第一条 略

(基本方針)

第二条 略

2 及び 3 略

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三条及び第四条 略

(非常災害対策)

第五条 略

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第六条 略

(記録の整備)

第七条 略

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

一 略

二 第十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 第十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第八条から第十一条まで 略

(勤務体制の確保等)

第十二条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員  
の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によつてサービスを提供しなければ  
ならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この  
限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなけれ  
ばならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行  
われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ  
相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため  
の方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第十三条 略

(業務継続計画の策定等)

第十四条 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する  
サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る  
ための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に  
従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要  
な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継  
続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第十五条 略

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しない  
よう、次に掲げる措置を講じなければ ならない。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検  
討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知  
徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他  
の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うこと

第十二条 略

(衛生管理等)

第十三条 略

2 福祉ホームは、福祉ホーム において感染症が発生し、又はまん延しない  
ように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ができるものとする。

- 一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第十六条から第十八条まで 略

(虐待の防止)

第十九条 福祉ホームは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 一 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 二 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則 略

第十四条から第十六条まで 略

附 則 略

(新)

目次 略

第一章 総則

第一条から第五条まで 略

(非常災害対策)

第六条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。第十三条第二項において同じ。）は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 略

第七条から第二十条まで 略

第二章 略

第三章 乳児院

第二十五条及び第二十六条 略

(職員)

第二十七条 略

2 及び 3 略

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の規定による大学を含む。以下同じ。）（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 から 7 まで 略

(旧)

目次 略

第一章 総則

第一条から第五条まで 略

(非常災害対策)

第六条 児童福祉施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に 必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 略

第七条から第二十条まで 略

第二章 略

第三章 乳児院

第二十五条及び第二十六条 略

(職員)

第二十七条 略

2 及び 3 略

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の規定による大学を含む。以下同じ。）（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに 相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 から 7 まで 略

第二十八条から第三十四条まで 略

第四章 母子生活支援施設

第三十五条 略

(職員)

第三十六条 略

2 略

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 から 6 まで 略

第三十七条から第四十三条まで 略

第五章及び第六章 略

第七章 児童養護施設

第五十六条 略

(職員)

第五十七条 略

2 及び 3 略

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 から 7 まで 略

第二十八条から第三十四条まで 略

第四章 母子生活支援施設

第三十五条 略

(職員)

第三十六条 略

2 略

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 から 6 まで 略

第三十七条から第四十三条まで 略

第五章及び第六章 略

第七章 児童養護施設

第五十六条 略

(職員)

第五十七条 略

2 及び 3 略

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 から 7 まで 略

第五十八条から第六十五条まで 略

## 第八章 福祉型障害児入所施設

第六十六条 略

### (職員)

第六十七条 略

2 前項各号に規定する職員のうち次の各号に掲げるものの員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員及び保育士の総数 イからハまでに掲げる福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める数

イ 主として知的障害のある児童又は自閉症児を入所させるもの おおむね児童の数を四で除して得た数以上。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

ロ 主として盲ろうあ児を入所させるもの 児童 おおむね四人につき一以上。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

ハ 略

二 略

3 及び 4 略

5 前項の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第六十八条から第七十三条まで 略

### (非常災害対策)

第七十三条の二 福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員

第五十八条から第六十五条まで 略

## 第八章 福祉型障害児入所施設

第六十六条 略

### (職員)

第六十七条 略

2 前項各号に規定する職員のうち次の各号に掲げるものの員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員及び保育士の総数 イからハまでに掲げる福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める数

イ 主として知的障害のある児童又は自閉症児を入所させるもの おおむね児童の数を四・三で除して得た数以上。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

ロ 主として盲ろうあ児を入所させるもの 乳幼児おおむね四人につき一以上、少年おおむね五人につき一以上。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

ハ 略

二 略

3 及び 4 略

5 前項の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第六十八条から第七十三条まで 略

に周知しなければならない。

- 2 福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、避難及び消火に関する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な措置に関する訓練にあつては定期的に行わなければならない。
- 3 福祉型障害児入所施設は、前項の訓練の実施に当たつては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第七十三条の三 福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する障害児入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉型障害児入所施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症等の予防及びまん延の防止のための措置)

第七十三条の四 福祉型障害児入所施設は、当該福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。
- 二 当該福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該福祉型障害児入所施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

第七十四条 略

第七十四条 略

第九章 医療型障害児入所施設

第七十五条から第七十七条まで 略

(準用)

第七十八条 第七十条及び第七十三条の二から第七十三条の四までの規定は、医療型障害児入所施設について準用する。

2 及び 3 略

第十章 福祉型児童発達支援センター

第七十九条 略

(職員)

第八十条 福祉型児童発達支援センターには、次の各号に掲げる福祉型児童発達支援センターの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては、  
(一) 栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を、医療機関等との連携により看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ当該看護職員が障害児に対して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他省令第六十三条第一項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第一項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合又は同法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合（いずれも第一号及び第三号に掲げる施設に限る。）にあつては看護職員を置かないことができる。

第九章 医療型障害児入所施設

第七十五条から第七十七条まで 略

(準用)

第七十八条 第七十条の規定は、医療型障害児入所施設について準用する。

2 及び 3 略

第十章 福祉型児童発達支援センター

第七十九条 略

(職員)

第八十条 福祉型児童発達支援センターには、次の各号に掲げる福祉型児童発達支援センターの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を  
(一) 栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を、医療機関等との連携により看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ当該看護職員が障害児に対して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他省令第六十三条第一項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第一項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合又は同法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合（いずれも第一号及び第三号に掲げる施設に限る。）にあつては看護職員を置かないことができる。



まで及び第八十一条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。

## 第十二章 児童心理治療施設

第八十八条 略

(職員)

第八十九条 略

2 略

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4 から6まで 略

第九十条から第九十五条まで 略

## 第十三章 児童自立支援施設

第九十六条 略

(職員)

第九十七条 略

2 及び3 略

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の

まで及び第八十一条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。

## 第十二章 児童心理治療施設

第八十八条 略

(職員)

第八十九条 略

2 略

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4 から6まで 略

第九十条から第九十五条まで 略

## 第十三章 児童自立支援施設

第九十六条 略

(職員)

第九十七条 略

2 及び3 略

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の



岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第二十五号）新旧対照表（第十条関係）

(新)

第一条から第三条まで 略

附 則

1 から 3 まで 略

（岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に児童福祉法第二十四条の二第一項の規定による指定を受けている指定福祉型障害児入所施設については、第二条の規定による改正後の岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五条及び第六条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(旧)

第一条から第三条まで 略

附 則

1 から 3 まで 略

（岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に児童福祉法第二十四条の二第一項の規定による指定を受けている指定福祉型障害児入所施設については、第二条の規定による改正後の岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（新）

第一条から第四条まで 略

附 則

1 略

（岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定による指定を受けている指定障害者支援施設については、第三条の規定による改正後の岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（旧）

第一条から第四条まで 略

附 則

1 略

（岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定による指定を受けている指定障害者支援施設については、第三条の規定による改正後の岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。